

3 地下水の状況

1980年代以降、全国的に事業場内で使用された有機塩素系溶剤や重金属類等による地下水の高濃度汚染が確認された。

このうち有機塩素系溶剤においては、有害性の低い代替物質への移行が進み、使用量がかつてに比べ大幅に削減されたものの、現在も汚染状態が続く地区がみられる。

また、事業場内で使用されるもの以外として、農地への過剰な施肥等が原因とみられる硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素による汚染が確認されている。

本市においても、一部の地域において有機塩素系溶剤及び硝酸性窒素等の地下水汚染が確認されていることから、地下水の水質を監視するため調査を継続的に実施している。

また、トリクロロエチレン等 4 物質について、定期的に地下水等の水質調査を実施している。

(1) 地下水水質調査

①調査時期

- ・令和4年9月、令和5年1月の年2回

②調査箇所

- ・過去に汚染が確認された地域を中心に市内全域の井戸等計 47 箇所

③調査結果（令和4年度）

調査日	トリクロロエチレン		テトラクロロエチレン		1,1,1-トリクロロエタン		ジクロロメタン		硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素	
	超	内	超	内	超	内	超	内	超	内
R 4. 9	4	24	0	22	0	22	0	17	5	12
R 5. 1	4	18	0	17	0	17	0	17	5	15

- ・超・・・水道水質基準値超過
- ・内・・・水道水質基準値以内

【水道水質基準値】 トリクロロエチレン=0.01mg/l、テトラクロロエチレン=0.01mg/l
ジクロロメタン=0.02mg/l、硝酸性窒素及び亜硝酸性窒素=10 mg/l
1,1,1-トリクロロエタン=1mg/l（地下水環境基準）

④調査のまとめ

前年度と比較して、特に大きな変動はなかった。

⑤今後の対応

市内の地下水質測定を継続し、よりの確な地下水質の保全対策に努めていく。

(2) ゴルフ場農薬汚染調査

ゴルフ場で使用されている農薬による地下水への影響を調査するため、環境省「ゴルフ場使用農薬に係る暫定指針」に定められた農薬のうち、市内のゴルフ場で使用されているものについて、市内ゴルフ場の1地点で水質調査を行った。

この結果、汚染は確認されなかった。